

社会福祉法人三輪愛光会評議員・役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三輪愛光会（以下本会という）の評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる

- (1) 評議員とは、定款5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で別表1に基づき支給する。

- 2 本会の給与規定に基づき給与の支給を受けている役員には支給しない。
- 3 非常勤役員等の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に基づき支給する。
- 4 理事長が評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。
- 5 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬はこれを支払わないものとする。

(役員等の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

- 2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会出席に係る報酬を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬支払い方法)

第6条 前条各号に規程する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。

(費用の弁償)

第7条 本会は評議員、役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、宿泊を伴う場合は別表3により支給する。

3 評議員、非常勤役員等には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限る、その差額を支給する。

4 費用の弁償の請求があったときには、遅滞なく現金で支払うものとする。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則 この規程は、2017年4月1日より施行

2020年4月1日改正

別表 1

役 職	報酬日額
評議員の出席報酬	2, 000円

別表 2 非常勤役員等

役 職	報酬日額
理事会への出席報酬 評議員会への出席報酬 評議員の業務報酬 理事長・理事の業務報酬	5, 000円
監事の監査指導等の報酬	5, 000円

別表 3 旅費等

宿泊費	交通費
一泊10, 000円	実費